

産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道北見市北1条東3丁目17番地
氏名 株式会社齊藤商店
代表取締役 齊藤 伸一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成28年4月26日
許可の有効年月日 平成33年3月25日

1. 事業の範囲

破砕 (金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)
圧縮 (廃プラスチック類、金属くず)
切断 (廃プラスチック類、金属くず)
減容 (廃プラスチック類)。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類 廃プラスチック類の切断、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕、金属くずの破砕・圧縮・切断施設

設置場所 北海道北見市豊地12番9

設置年月日 昭和52年6月1日

処理能力 (廃プラスチック類：切断)
(金属くず：破砕・切断・圧縮)
(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず：破砕)
26.8 m³/日 (8時間)、3.36 m³/時間

(2) 施設の種類 保管場所1

設置場所 北海道北見市豊地12番9

面積 300 m²

種類 金属くず

保管上限 370 m³

高さ 3.7 m

(3) 施設の種類 保管場所2

設置場所 北海道北見市豊地12番9

面積 5 m²

種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

保管上限 2.4 m³

(4) 施設の種類 廃プラスチック類の圧縮施設

設置場所 北海道北見市豊地12番9

設置年月日 平成16年3月26日

処理能力 3.6 t/日 (8時間)、0.45 t/時間

(2頁へ続く)

(オホーツク総合振興局)



- (5) 施設の種類 保管場所 3
設置場所 北海道北見市豊地12番9
面積 30㎡
種類 廃プラスチック類
保管上限 75m³

- (6) 施設の種類 保管場所 4
設置場所 北海道北見市豊地12番9
面積 27㎡
種類 廃プラスチック類
保管上限 67.5m³

- (7) 施設の種類 廃プラスチック類の減容施設
設置場所 北海道北見市豊地12番9
設置年月日 平成20年2月1日
処理能力 0.4t/日(8時間)、0.05t/時間

- (8) 施設の種類 保管場所 5
設置場所 北海道北見市豊地12番9
面積 15㎡
種類 廃プラスチック類(発泡スチロール)
保管上限 52.5m³

- (9) 施設の種類 保管場所 6
設置場所 北海道北見市豊地12番9
面積 9㎡
種類 廃プラスチック類(発泡スチロール)
保管上限 31.5m³

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
- 平成13年3月26日 許可の更新
 - 平成14年3月19日 変更許可(破碎・圧縮・切断(廃プラスチック類)の追加。)
 - 平成18年3月26日 許可の更新
 - 平成20年2月27日 変更許可(減容(廃プラスチック類)の追加。)
 - 平成23年2月28日 事業の一部廃止届出(破碎(廃プラスチック類)の削除。)
 - 平成23年3月26日 許可の更新
 - 平成28年4月26日 許可の更新

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 (有)・無

